

別表1 (第2関係)

事業名	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	取組主体	事業対象期間	事業の重要な変更
1 省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援	省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入に要する経費の一部を補助する。	宮城県内の次に掲げる全ての要件を満たす農業者。 1 経営面積おおむね20ha以上の者(中山間地域はおおむね10ha以上)、又は知事が特に認める者。 2 暴力団又は暴力団員等でない者。 3 県徴収金等の滞納がないこと。 ※中山間地域は別表2「令和4年度みやぎ米省エネルギー金融対策事業(省エネルギー化を図る穀類乾燥機の購入支援)の中山間地域」とおとりとする。	遠赤外線やAIを活用した省エネルギー化を図る穀類乾燥機への転換等に要する経費。 (取組主体が、令和5年6月30日までに支払を終えたもの(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に限る。) ※乾燥機本体や設置費用は補助対象。既存乾燥機の撤去、処分費用は補助対象外 ※事業の開始時期は、見積書取得以降とする	1/2以内 (150万円以内/台)	事業実施主体と同じ	令和4年7月5日から 令和5年6月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・事業量又は事業費の30%を超える増加又は減少 ・事業実施主体の変更 ・事業の廃止